

平成18年 5月23日発行

* * * * *
* * * * *

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第25号）

* * * * *
* * * * *

インデックス

【1】「担い手経営安定新法」国会審議情報

- 法案が衆議院を通過しました！ -

【2】認定農業者数が20万を突破！

- 認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体の認定状況（18年3月末） -

【3】「品目横断的経営安定対策に関するQ & A」を5月19日に更新！

【4】地域の話題等

「担い手育成総合支援協議会」による集落営農の組織化の取組

（埼玉県熊谷市、関東農政局発）

【5】各都道府県の担い手育成予算のコーナー

【鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県】

【1】「担い手経営安定新法」国会審議情報

- 法案が衆議院を通過しました！ -

去る5月18日、農政改革関連3法案（「担い手経営安定新法」ほか2法案）が、衆議院本会議において賛成多数で原案どおり可決され、同日付けで参議院に送られました。

本法案は、3月17日に衆議院での審議が開始されてから約2ヶ月間、付託先の農林水産委員会で計30時間にわたって審議が行われ、今回の可決にいたしました。

本法案、とりわけ、新たな経営安定対策を法制化した「担い手経営安定新法」は、戦後農政の大転換を成すものであり、平成11年の食料・農業・農村基本法の制定以来検討を重ね、昨年3月の新たな食料・農業・農村基本計画の策定、同年10月の「経営所得安定対策等大綱」決定と、各段階において検討の成果をかたちとしてお示ししてきました。

衆議院可決翌日の5月19日には、早速、参議院本会議において趣旨説明・質疑が行われ、更に、同日付けで参議院農林水産委員会に付託されており、今後、同委員会で審議が行われます。

- ・担い手経営安定新法の条文などは、こちらをご覧ください。

→ <http://www.maff.go.jp/hourei/164jokai.html>

- ・衆議院農林水産委員会における審議の会議録は、衆議院のホームページでご覧にすることができます。

→ http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm

【 2 】 認定農業者数が 20 万を突破！

- 認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体の認定状況（18 年 3 月末） -

平成 18 年 3 月末現在の認定農業者数、特定農業法人数及び特定農業団体数を取りまとめ、去る 5 月 18 日、農林水産省ホームページ上で公表しました！

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/>

このうち、認定農業者数については、17 年 4 月～18 年 3 月の 1 年間における新規認定数（18,728）の約半分（9,376）が年明け以降の 3 ヶ月間に認定されるなど大幅な伸びを記録し、全国の認定農業者数はついに 20 万を突破しました！

全国各地において、精力的に担い手づくりに取り組まれた結果が数字として表れたのだと思います。最近の伸び数の増加をみると今後も大いに認定数の増加が期待されます。

「-----」
| 全国の認定農業者数・・・200,842経営体 |
「-----」

うち 17 年度中の新規認定数 18,728

→ 新規認定数上位 3 県 第 1 位：北海道 5,001経営体
第 2 位：青森県 1,035
第 3 位：新潟県 697

「-----」
| 全国の特定農業法人数・・・345法人 |
「-----」

うち 17 年度中の新規認定数 68

→ 新規認定数上位 4 県 第 1 位：富山県・広島県 8法人
第 3 位：福井県・滋賀県 6

「-----」
| 全国の特定農業団体数・・・213団体 |
「-----」

うち 17 年度中の新規認定数 77

→ 新規認定数上位 3 県 第 1 位：滋賀県 36団体
第 2 位：富山県 17
第 3 位：茨城県 5

【３】「品目横断的経営安定対策に関するＱ＆Ａ」を５月１９日に更新！

農林水産省の担い手ホームページに掲載している「品目横断的経営安定対策に関するＱ＆Ａ」を更新しました。これまでの法案審議等を踏まえ、内容を刷新していますので、是非チェックしてみてください！

以下は、新たに追加したＱ＆Ａの一部です。

Ｑ：過去の生産実績は、どのように把握するのですか。

Ａ：過去の生産実績は、基準期間である平成１６年から１８年における麦、大豆等品目ごとの麦作経営安定資金、大豆交付金等現行対策の支援対象数量を、集出荷業者等から伝票等により把握し、それを地域ごとの実単収を用いて面積に換算した上で、３か年平均として求めることとしています。

Ｑ：過去の生産実績は、農業者単位で設定されるのですか、それとも生産が行われた一筆一筆の農地ごとに設定されるのですか。

Ａ：「過去の生産実績」は、基準期間における個々の農業者の生産数量を面積に換算して求めることとしていることから、一筆一筆の農地ごとに設定されるものではなく、農業者単位に設定されるものです。

Ｑ＆Ａコーナーへはこちらから

→<http://www.maff.go.jp/ninaite/faq.html>

【４】地域の話等

「担い手育成総合支援協議会」による集落営農の組織化の取組

（埼玉県熊谷市、関東農政局発）

埼玉県熊谷市は、県内有数の米麦の産地であり、特に小麦は県内随一の作付面積を誇りますが、品目横断的経営安定対策の１９年産からの導入を踏まえ、市、農業委員会、ＪＡ、農林振興センター等を構成員とする「担い手育成総合支援協議会」を設置し、担い手の育成・確保に全力で取り組んでいます。

特に、集落営農については、「経営所得安定対策等大綱」が決定された昨年１０月から、地域、地区、ＪＡ支店単位で品目横断的経営安定対策について延べ１５０回以上の説明会を開催し、地元ＪＡの各支店エリア単位や大字（おおあざ）単位、集落単位など、地域の実態を踏まえた単位で組織化を推進しています。

この結果、農家の意識改革が相当進み、集落営農への参加希望者が増加してきたため、協議会としては、全２６地区において、３月までに地域の合意形成や集落営

農参加者の確定、地域リーダーの設定を行うとともに、4月からは参加予定者へのアンケート調査、組織の規約内容についての集落内合意を進め、そのほとんどの地区で組合役員候補も決定しました。これにより、市内の麦作付面積のうち、これらの集落営農がカバーする面積は7割近くとなる見込みです。

さらに、集落営農への参加を希望する全農家約1,600名については、農業委員会が管理する農地基本台帳の閲覧により、本対策の対象となり得る集落営農の規模要件(20ha以上を基本)を達成できるかどうかを確認しました。

今後は、法人化計画の作成、規約の細則や利益配分等についての合意形成など、上記以外の要件の充足を図り、7月頃までには、全26地区で本対策の対象となる集落営農組織が立ち上がることとなっています。

・問い合わせ先：関東農政局生産経営流通部経営課

(TEL：048-600-0600(内線3362))

【5】各都道府県の担い手育成予算のコーナー

今週は、中国四国農政局管内から7県の事業をご紹介します。

各事業の詳しい内容については、各都道府県農政担当部局または各都道府県担い手育成総合支援協議会にお問い合わせください。

【鳥取県】

・「チャレンジプラン支援事業」(1億8,064万円)(継続)

元気な農業者等を育成するとともに、地域農業の振興と活性化を図るため、やる気や意欲を持ち、自らの創意工夫による取組を行う農業者等が作成した生産、流通等に係る計画(プラン)を認定し、プランの実現に必要な支援(調査、展示ほ等のソフト事業及び農業機械・施設等のハード事業)を実施

【島根県】

・「しまね型経営体育成事業」(1億2,020万円)(新規)

品目横断的経営安定対策に対応するため、特定農業団体の設立や規模拡大に対し一定額(3～8千円/10a)を助成するとともに、集落営農組織向けの運転資金(上限500万円/1団体)の貸付け、JAによる農業法人の設立支援を実施

【岡山県】

・「水田農業担い手育成緊急対策事業」(3,829万円)(新規)

品目横断的経営安定対策の対象となり得る担い手を緊急に育成するため、認定農業者等のリースによる機械導入、集落営農組織(法人)の新たな農地の集積、集落を越えて広域的に活動する機能的な組織(農業生産法人)等を支援

- ・「地域農業システム化事業」(42,100千円)(継続)

地域ぐるみで効率的な営農を行う集落営農の組織化のスピードアップを図るため、効率的な営農に必要な共同機械利用機械・施設の整備や法人化を目指す活動を促進し、集落営農の組織化・法人化を支援

【広島県】

- ・「集落法人育成加速化支援事業」(2億250万円)(新規)

集落農場型農業生産法人を新たに設立する際に、その経営面積に応じて設立促進費(上限3万円/10a)を交付

【山口県】

- ・「集落農業法人」加速的育成総合推進事業」(5,400万円)(拡充)

市町・JA等で構成する推進チームが行う経営相談等により、集落営農の組織化・法人化に向けたステップアップを段階に応じてきめ細かに支援

【徳島県】

- ・「集落ビジョン・プランニング支援事業」(100万円)(新規)

集落営農の法人化を手助けするアドバイザー(学識経験者、県外集落営農法人のリーダー、中小企業診断士等)を集落に派遣

- ・「集楽「ラク・らく」農業推進事業」(100万円)(新規)

集落営農が組織化されていない地域を対象に、オペレーター育成研修の実施等を支援

【香川県】

- ・「構造改革体制整備事業」(1,971万円)(拡充)

認定農業者と集落営農組織の育成確保、JA香川県の「1支店1農場」構想を推進するため、担い手協議会が取り組むアクションプログラムや担い手マップの作成、農地の利用調整に助成

- ・「集落営農加速化事業」(438万円)(拡充)

集落営農の組織化・法人化に向けた地域の合意形成活動を支援

< 編集後記 >

「担い手経営安定新法」が衆議院を通過し、参議院での審議が始まりました。

6月18日に予定されている今国会の会期末までに成立すれば、その後は、食料・農業・農村政策審議会での意見聴取、8月の19年度予算概算要求、秋の加入申請手続(秋まき麦を作付ける農家)と、19年産の導入に向けて急ピッチで準備が

進んでいくことになると思いますが、担い手育成・確保に向けた取組についても、この流れに遅れることのないよう、関係者が一体となって頑張りましょう！

当メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、メルマガの感想等を下記アドレスまでお寄せください。

- ▲ 電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン
発行日 ：随時発行（週１回程度）
発行元 ：農林水産省 経営局 経営政策課
- ▲ お問い合わせ先の電子メールアドレス： keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～ 品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/>